

新居浜市教育委員会パートタイム職員 (学校生活介助員) 募集要項

新居浜市教育委員会会計年度任用職員(学校生活介助員)を次のとおり募集します。

1 受付期間

市役所の執務時間中(8時30分から17時15分まで)に、社会教育課において受け付けます。

2 職種、任用予定人員及び職務内容

形態	職種	任用予定人数	職務内容
パート タイム 職員	学校生活 介助員	5人程度	市立小・中学校又は幼稚園に勤務し、特別な支援を必要とする児童、生徒又は園児の学校・園内での介助業務などに従事

3 応募資格

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人
- (2) 特別支援教育に理解があり、指定された小・中学校又は幼稚園に勤務できる人

4 任用期間等

- (1) 任用期間
任用開始日から当年度の3月31日まで(更新予定あり)
※ただし、勤務成績不良等の場合は、途中で退職していただく場合があります。
- (2) 勤務時間
原則 月曜日から金曜日までを隔日で勤務し、8時から17時までのうち、1日7時間程度
※1週当たり20時間未満
- (3) 休日
毎週土曜日・日曜日、国民の祝日
その他、学校の休業日等で所属長が勤務を要しないと認めた日

5 給与

- (1) 時間給 955円(初年度単価)を勤務実績に応じ、翌月支給します。
※昇給制度あり(最大3回まで)
- (2) 期末手当
6月、12月に期末手当として、原則、1.225月分(80,000円程度)支給します。ただし、任用月数等により期末手当支給額が異なります。

(裏面に続きます。)

(3) 通勤に要する費用弁償

条例に基づき、通勤距離、手段に応じて支給します。

6 応募手続

(1) 申込用紙の請求

教育委員会事務局社会教育課で配布します。また、新居浜市ホームページでも申込用紙はダウンロード可能です。

(2) 申込手続

申込用紙に必要事項を記入し、教育委員会事務局社会教育課に提出してください（申込書は一度提出されると、返却はいたしません。）。

7 試験

応募者全員に、面接試験を行います。

(1) 日時・場所

申し込み受付後に、日時、場所についてお知らせします。

(2) 試験結果

試験後、1週間前後に受験者全員に通知します。

8 備考

受付手続、その他お問合せは、教育委員会事務局社会教育課まで御連絡ください。

新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会事務局社会教育課

電話：0897-65-1300（直通）

※地方公務員法第16条

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者